

# 対 談

## 後見制度の利用促進に 向けた先進的な取組



(左 釧路市権利擁護成年後見センター長 井上雅敬氏 右 釧路家庭裁判所長 本多知成)

市民後見人の育成等様々な取組を行っている釧路市権利擁護成年後見センターのセンター長井上雅敬氏をお招きし、後見制度の利用促進の観点から、本多知成釧路家庭裁判所長と語り合っていました。

### ～はじめに～

**本多** 私は、昨年の10月に所長として着任したのですが、それ以降、いろいろな場面で、釧路市は、市民後見人の養成に力を入れている、後見制度の利用促進に向けて先進的な取組をしているという話をお聞きする機会があ

りました。また、昨年(2021)年11月には、漫才を通じて後見制度を理解してもらおうといったユニークな形での市民後見フォーラムを開催したという新聞記事も拝読しましたが、釧路市権利擁護成年後見センターの設置の目的や運営方針などについてお聴かせいただけますか。

**井上** 当センターは、釧路市地域における認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人が、成年後見制度を的確に利用できるように支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として設置されています。成年後見実施機関事業と併せて北海道社会福祉協議会からの委託による日常生活自立支援事業も行っており、相談から申立て、審判までのワンストップでの相談支援を行っています。

**本多** そのような事業を開始することになった経緯や背景事情があれば、お聴かせください。

**井上** 平成22年度に、阿寒行政センターが釧路市阿寒地区において認知症等の高齢者を地域で支えることを目的に市民後見人養成講座を開講しました。平成23年度からは、釧路市が国のモデル事業であった市民後見推進事業を実施することとなりましたので、これを契機に、釧路市福祉部が釧路市民を対象に市民後見人の養成講座を開講し、平成24年度には「市民後見推進協議会」が設置されました。そこで釧路市における権利擁護相談態勢や市民後見活動推進について検討がなされ、現在の当センターの事業が開始されたということになります。

## ～市民後見人の養成～

**本多** 現在、釧路市における一般市民の後見人候補者の方は、どのくらいいらっしゃるのですか。

**井上** 市民後見人の養成は、釧路市から委託を受けて当センターにおいて実施しているのですが、平成29年度時点での市民後見人の養成講座の修了者は252人です。そのうち、平成29年12月末現在、市民後見人バンクに登録している方は120人、実際に市民後見人として活動していらっしゃる方は74人です。

**本多** 市民後見人の養成等について、何か御苦労されていることはありますか。

**井上** 市民後見人の養成講座は、平成22年度に釧路市阿寒地区においてスタートしたことは先ほどお話ししましたが、当時の修了者数は11人でした。その後、毎年30人程度の方に養成講座を受講していただいておりますが、受講修了後、実際に市民後見人バンク登録される方は100%ではない状

況にあります。一方，市民後見人へのニーズは今後も増加していくことが想定されていますので活動できる市民後見人を更に増やすことが課題と考えています。

**本多**

バンク登録を見合わせる方の主な理由は何ですか。



**井上** 毎年，講座のみでは実際受任活動することに対して不安感をお持ちの方は一定数いるのが現状となっています。不安が強い方へは後見センターのサポート態勢をお伝えしています。他にも仕事を持っている方や様々な地域福祉活動をされているなど，活動時間の確保が難しいとの理由で実際にはバンク登録を見合わせる方がおられます。

なお，当センターでは年5回，スキルアップ研修を実施しています。未登録者も研修への参加を促しており継続した研修の場にしていただいています。この研修を契機に，バンク登録される方もいらっしゃいますし，バンク登録者であっても受任経験のない方については，実際の活動内容を知ってもらうことにより，活動へのモチベーションを維持したり，受任することへの不安軽減を図っています。

## ～市民後見人候補者の選定（マッチング）～

**本多**

釧路市権利擁護成年後見センターが関与した後見等開始の申立て事件のうち，市民後見人相当事案については，2名の具体的な候補者氏名を記載した申立書が提出されていますが，どのように2名の候補者を選定しているのですか。

**井上**

昨年7月に，こちらの家裁委員会にお招きいただいた際に使用した資料（※別添資料）を持参しましたので，こちらを御覧ください。

当センターには，市民のほか，釧路市の職員，地域包括支援センターの職員，ケアマネージャー，医療機関の職員等が相談に来られますが，センターでは，相談を受けた際には，①法定後見に結び付けるのが適切な事案か否か，②法定後見相当とした場合，誰が後見等の開始の申立てをするのが良いか，③後見人等候補者を誰とするのが良いのかの3点を中心に検討を行っています。その後，ケース会議に諮って本人又は親族が申立てをする方針となったものについては，当センターが中心となって申立て準備を

支援します。また、市長申立てが望ましいと判断したときは、市役所の対応部署に引き継ぎます。

これらの作業の中で、本人又は親族が申し立てることとなった場合でも、市長が申し立てることとなった場合でも、2か月に1度開催される審査会、同会のメンバーは、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、市役所のケース部署の課長及び社協事務局長で構成されるものですが、この審査会に諮って、市民後見人相当事案と専門職後見人相当事案との振り分けを行っています。そして、市民後見人相当事案となったものについては、市民後見人のバンク登録者から、本人にマッチすると思われるバンク登録者を抽出して受任調整を行い、具体的な市民後見人候補者が決まりましたら、その方々の氏名を記載した後見等開始申立書の作成を支援し、家庭裁判所に提出して申立てを行ってもらうという手順で手続を進めています。

## ～行政における制度利用支援～

**本多**        このような組織形態を考えるにあたり、何かモデルにされたものがあるのですか。

**井上**        この組織の形は、実は、東京都品川区の成年後見センターのフロー図を参考にしています。平成25年3月に、国のモデル事業の対象都市の研修会で市職員とともに東京を訪れた時に、同センターの視察をさせていただき多くの事を学びました。釧路に戻り市との協議の末、このような組織形態を採ることになりました。

**本多**        このような組織形態を採ることのメリットとしては、どのようなことがあるのでしょうか。

**井上**        やはり、相談支援の段階から行政をはじめ制度利用の必要な方を支えている関係機関が一体となり、ケースの地域生活を支えるための後見制度利用について検討していることと、その相談支援の経過を



踏まえた上でその後の審査会で行政と専門職が一同に会し、本人等にとってより適切な後見人等候補者の受任調整等を行うことが可能になるということだと思えます。



**本多**

昨年3月に、成年後見制度の利用促進基本計画が定められたことは御存知と思いますが、この基本計画にある、地域連携ネットワークにおける中核機関が担うべきとされている具体的な機能のうち、「成年後見制度利用促進機能」のほとんどの事項について、すでに釧路市権利擁護成年後見センターにおいて実施されているのですね。やはり非常に先進的な取組がされていることが分かりました。家庭裁判所が、市民後見人候補者を後見人として選任した後の支援態勢は、どのようになっているのですか。

**井上**

当センターでは、選任後の市民後見人に対し、フォローアップを中心に活動支援を行っています。

市民後見人のうち、初めて裁判所に報告書等を提出される方へは、事前に当センターに書面を持参し確認をされる市民後見人もおられます。そうした日常的な市民後見活動に対する課題や悩みが生じたときにも気軽に相談できる態勢を作っています。また、受任ケースによって担当のセンター職員を明確にしています。

個別事案については、活動報告面接として市民後見人と当センターの専門員との間で個別面談を実施しています。活動報告の頻度は、新規受任から1年間は1か月後、半年後及び1年後の3回であり、1年経過後は1年ごとに実施しています。活動報告の際には、財産管理や家庭裁判所への報告などの後見活動が適切になされているかを確認し、必要に応じて助言や指導を行っています。

その他、先ほど申し上げたスキルアップ講座に加えて、釧路市及び同市阿寒町の二つのNPO法人もそれぞれ研修会を企画されており、積極的な参加を促すなどNPOとの連携も大切にしています。

## ～法人受任～

**本多**

市民後見人候補者が後見人として選任されたあとも、継続的な支援態勢が構築されているのですね。ところで、いただいた資料によると、釧路市権利擁護成年後見センターが法人として後見人を受任される場合もあるのですか。



**井上** はい。当センターでは、平成27年の秋から法人受任を開始しました。現状では、本人の流動資産が一定額を超える場合、空き家など管理すべき不動産があるとき、対応が困難な御本人の場合には、法人で受任しています。また、本人が若年の知的障害者で、長期にわたる支援が見込まれる場合も法人で受任しています。

**本多** 法人で受任した場合、どのようなメリットがあるのですか。

**井上** 法人が受任して、市民後見人には支援員として関与してもらう形態を執ることにより、市民後見人の負担感を軽減することができます。また、後見事務を続ける中で後見人等の辞任選任の手続を経ることなく支援員を変更することができるといったメリットがあります。

## ～おわりに～

**本多** なるほど、良く分かりました。市民後見人のバンク登録者数の増加が課題であることは、先ほどお聞きしましたが、そのほかに、今後の課題や取組について、検討されていることがあればお聴かせください。

**井上** これは新たな課題ということではありませんが、当センターにおいては権利擁護、成年後見制度の普及・啓発といった業務も行ってきました。

これまでも市民後見フォーラムをはじめ一般市民への制度普及の取組を行ってきましたが、更に後見制度について深く理解を示していただける地域住民の増加に向けた取組を、個別の相談支援と平行して進めなくてはならないと感じています。

地域住民の制度理解が進むことは、身近な地域の中で支援の必要な方を発見し、適切な支援に結びつけることがスムーズにでき、その人らしい生活を支えていくことにもつながっていくと思います。また、そうした地域福祉活動の担い手が市民後見人としても活動し、老いて判断能力が十分でなくなっても、できる限り住み慣れた環境の中で暮し続けられる地域づくりができればと願って日々活動しています。

**本多** 分かりました。成年後見制度の利用促進に向けて、今後とも、釧路市権利擁護成年後見センターとは、円滑な連携態勢の維持に努めていきたいと思えます。今後とも、どうぞ宜しくお願いいたします。本日は御多用のところ、ありがとうございました。